

平成24年 第3回臨時会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

5月11日 開会

美 瑛 町 議 会

平成24年第3回美瑛町議会臨時会会議録

議 事 日 程 (第1号)

平成24年第3回美瑛町議会臨時会

平成24年5月11日午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議会運営について
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 議案第1号 美瑛町税条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第2号 美瑛町都市計画税条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第3号 平成24年度美瑛町一般会計補正予算について
- 日程第 7 報告第1号 専決処分について
- 日程第 8 報告第1号 専決処分について

○出席議員（14名）

1番	沢	尻	健	議員	
2番	森	平	真也	議員	
3番	佐	藤	晴観	議員	
4番	杉	山	勝雄	議員	
5番	齊	藤	幸一	議員	
6番	山	家	慶治	議員	
7番	花	輪	政輝	議員	
8番	八	木	幹男	議員	
9番	穂	積	力	議員	
10番	福	原	輝美子	議員	
11番	角	和	浩幸	議員	
12番	濱	田	洋一	議員	
13番	沼	田	成功	議員	
議長	14番	齊	藤	正	議員

○欠席議員

○出席説明員

町	長	浜田	哲君
副町	長	塚田	聡仁君
会計	管理者	千葉	茂美君
総務	課長	石井	典夫君
政策	調整室長	池田	由行君
税務	課長	太田	茂夫君
税務	課参事	古本	彰君
住民	生活課長	大谷	隆男君
保健	福祉課長	小野寺	次男君
保健	福祉課参事	米濱	美智子君
商工	観光課長	中山	勝利君
農林	課長	原	子秀樹君
都市	建設課長	武井	一真君
水道	課長	丸田	治君
町立	病院事務局長	上坪	邦夫君
総務	課財政係長	今滝	毅君
教育	委員長	村上	和男君
教育	長	奥山	清君
学校	教育課長	藤原	悟君
生涯	学習課長	大滝	憲孝君
生涯	学習課参事	餌取	祐一君
農業	委員会会長	鹿島	明博君
農業	委員会事務局長	佐々木	典美君
代表	監査委員	有富	武君
監査	事務長	鈴木	貴久君

○書記

事務局長 前川光男君
係長 梶原祐治君

開会及び開議宣告

○議長（齊藤 正議員）ただいまから、平成24年第3回美瑛町議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。

美瑛町町民憲章の朗唱

○議長（齊藤 正議員）これから美瑛町町民憲章の朗唱を行います。

（全員起立して町民憲章の朗唱を行う）

（朗唱文の記載を省略する）

招集挨拶

○議長（齊藤 正議員）浜田町長から、本臨時会招集の挨拶があります。

（「はい、町長」の声）

浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

○町長（浜田 哲君）皆さんおはようございます。皆さん方には時節柄お忙しい中、全員の議員の皆さん方の出席をもって臨時議会を開催いただきました。心から感謝を申し上げます。また、3月定例会以降、町民の方々や各関係機関と連携しながら町づくりの活動を進めておりますが、議員の皆さん方にはいろんな面でご協力をいただき、またご支援ご指導いただいておりますことに改めて感謝を申し上げますところであります。今年は雪解け本当に急でありましたから、何かこういつもと違う感じを持っております。しかし、農家の方々是非常に順調に今作付け等ができていくということでもありますから、胸をなでおろしているところであります。しかし、今日は降りませんでしたけども、まだ霜の心配等があるということで、異常気象の心配はまだまだあるわけでもありますから、そういった面についても油断をしないで、今後とも農業の振興、また出来秋を迎えるように活動を進めていきたいと考えているところであります。今年は復興元年という位置づけでありまして、そういう意味ではいろんなことが新聞等でも賑わっていますけれども、やはり政治の混乱というところ、大きくこの復興に暗い面を落としているんじゃないかと、影を落としているような気がしています。しかし、そんな中で地域づくりの

方におきましても、災害という面ばかりでなくて、日本全体が非常に沈んだような状況から復興していかなきゃならないという思いを強くしているところでありますから、今後とも各町内の各関係の機関の方々、そしてまた町民の方々、さらには町外の美瑛町に関連する方々と協力し合ってまちづくりを進めていきたいと、活性化に向けていきたいと、そしていろんな政策等も打っていきたいと考えているところであります。どうかよろしくご指導のほどお願いを申し上げます。

議案について説明をさせていただきますが、議案第1号の美瑛町税条例の一部改正について及び議案第2号美瑛町都市計画税条例の一部改正については、法改正に伴う所要の関連規定を整備するものであります。

議案第3号の平成24年度美瑛町一般会計補正予算についてであります。農地水保全管理支払い交付金事業、またイベント推進事業及び人づくり育成事業に係る増額補正であります。事業等の方向性が確定したり、関連する住民の方々の合意ができたということで補正予算で計上させていただき、お願いを申し上げます。

報告案件であります。専決処分が2件ございます。報告第1号については、平成23年度美瑛町一般会計補正予算につきまして、地方自治法の規定により専決いたしましたので、議会の承認をお願いするものであります。

報告第2号の専決処分につきましては、平成23年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算につきまして、地方自治法の規定により専決いたしましたので、議会の承認をお願いするものであります。先ほど議長さんの方からもお話ありました。今年度また職員の体制もいろいろ変わっています。皆さん方にはいろんな面でご指導いただきたいと思いますし、今、町の機構の部分についても、もう一度この時代に合わせた対応をしていこうということで見直し等も検討しているところであります。そういった面も含めてよろしくお祈りを申し上げます。以上、議案の3件、報告2件についてご提案をいたします。慎重なるご審議をいただきお認めいただきますよう、よろしくお祈りを申し上げます。以上であります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（齊藤 正議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第118条の規定によって、1番沢尻健議員と13番沼田成功議員を指名します。

諸般の報告

○議長（齊藤 正議員） これから諸般の報告を行います。

前川事務局長。

○議会事務局長（前川光男君）

（諸般の報告をする）

（報告文の記載を省略する）

○議長（齊藤 正議員） これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議会運営について

○議長（齊藤 正議員） 日程第2、本臨時会の議会運営について、山家慶治議会運営委員会委員長の報告を求めます。

（「はい、議長」の声）

はい、山家委員長。

（議会運営委員会委員長 山家慶治議員 登壇）

○議会運営委員会委員長（山家慶治議員）

（議会運営についての報告をする）

（報告文の記載を省略する）

以上であります。よろしくお願ひします。

○議長（齊藤 正議員） これで、議会運営についての報告を終わります。

日程第3 会期の決定について

○議長（齊藤 正議員） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日に決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定しました。

本日の議事日程は、議会運営委員会の報告のとおりであります。

行政報告

○議長（齊藤 正議員） 浜田町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

(「はい、町長」の声)

浜田町長。

(町長 浜田 哲君 登壇)

○町長(浜田 哲君) 第3回美瑛町議会臨時会におきまして行政報告を申し上げます。

報告書をご覧ください。6件についての報告とさせていただきます。

まず、第1点であります。農作物の作付け及び生育状況について5月10日現在であります。全体的には順調に進んでいるという状況と判断しております。水稲については平年並みということであり、秋まき小麦については5日ほど遅れていますが、これは融雪の遅れということが原因のようです。今のところの問題は、そんな多くはないという話も聞いています。春まき小麦については2日早い状況、馬鈴薯については平年よりも8日早い、植え付けも進捗率が60%以上進んでいます。てん菜についても、苗の生育は1日早い、移植は3か早いという状況であります。出来秋に向けて今後とも関係機関と連携をしていきたいと考えております。

2点目、平成23年度年間観光客入込み状況についてであります。やはり震災等の影響もあり全体で11.2%の減、宿泊数につきましては11.3%、約11%強減しているという状況であります。やはり上期の方が減っております。下期にいたっては少し増えているような状況もありますので、今年度精力的にまた観光客等の受け入れを進めていきたいと期待をしています。

続きまして3点目、国立大学法人北海道大学観光学高等研究センターとの連携協定の締結であります。4月12日に協定事項6点、観光それから地域の景観保全、科学、技術、文化、人的交流、生涯学習、その他、地域の持続的発展に必要なという事項に基づき、協定を結んでいます。北海道大学の研究センターとの連携については約3年ほど前からいろいろと話をさせていただいてきました。大学側の方も美瑛町と是非ということで、町村ではニセコが先に2年前ですか、協定を結びました、美瑛町におきましては、財政の健全化等の面も含めて、今年度この協定を結ばさせていただいたということでもあります。今後まちづくりにいろいろと協議をし、役場の3階に出先の部分を作ります。そこに大学関係の研究員の方も、常駐するような面も出てくると思っています。

続きまして4点目、花人街道の連携協議会総会ですが、4月20日金曜日に総会を行っています。総会と言っても、上富良野の町長さん、中富良野の町長さん、そして私と3名の総会です。花人街道に接する美瑛町、上富良野町、中富良野町、この3町で花をテーマにする活動を民間事業者の方、花畑を精力的に素晴らしいものに作り上げていただいている方が多くありますので、この3町で行政と民間と連携した集客等観光誘客を図りたいということでもあります。この活動につきましては、議会にもお認めをいただいて20万円ほどのお金を美瑛町でも付け、上富良野、中富良野でも同額の金額を付けております。北海道の振興局の方から6

0万円ほど付けていただき、約120万円ほどのお金を今年使いますが、そのお金の使う目的は、平成24年度におきましては、3町の花をキーワードとした花観光のスポットを紹介するポスター、リーフレットを作成し、国内・海外エージェント、特にアジア、中国、韓国、台湾をターゲットとしてPRをさせていただこうということでもあります。平成25年度以降は3町広域の花イベントをはじめとする、新たなまちづくりに置いて花をテーマとした事業等を取り入れていきたい、これについても北海道の支援をいただきながらという考え方をしています。今のところ、富良野ですとか南富良野ですとかそういった地域も入りたいという話もありますが、よく検討して趣旨を曲げないような形で今後とも協力関係を図っていきたいと考えております。

続きまして5番、道の駅びえい丘のくらまつりの開催であります。平成24年5月3日木曜日、道の駅びえい丘のくらエントランス広場での開催となりました。連休中ではありますが、ボランティアの方々には本当に申し訳ない思いをしておりますけれども、やはり連休のときにお客さんに美瑛町で楽しんでいただく、そんなお迎えの心をボランティアの方々に発揮をさせていただきました。大変感謝をしています。予定の券が12時前に売り切れてしまいまして、券がなくてなかなかこう、もうないんですかと言われたような局面もありました。大変天候も良くて開催としては、素晴らしい開催になったなと思っております。今後ともこういった取り組みを進めていけるよう協議をしていきたいと考えてます。

続きまして6番目の融雪の出水による被害であります。被害期間につきましては平成24年4月10日から25日、急激な気温上昇に伴う大量の融雪出水によるものと推察されます。町道の被害について、北瑛旭第5線ほか10路線12カ所、対応は緊急の工事によって応急対応させていただいてますが、被害額については調査中であります。河川についても新区画川ほか1河川2カ所を緊急工事によって対応をさせていただいてますが、この被害額についても調査中であります。以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（齊藤 正議員） これで行政報告を終わります。

日程第4 議案第1号 美瑛町税条例の一部改正について

○議長（齊藤 正議員） 日程第4、議案第1号、美瑛町税条例の一部改正についての件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい、税務課長」の声）

はい、佐藤税務課長。

（税務課長 佐藤 剛敏君 登壇）

○**税務課長（佐藤剛敏君）** おはようございます。議案第1号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては1頁から6頁、条例改正要旨は資料の1頁から2頁、新旧対照表につきましては資料の3頁から11頁までになります。今回の条例改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い美瑛町税条例の一部を改正するものです。改正の概要につきましては、美瑛町行政手続条例関係、年金所得者の申告手続の簡素化、固定資産税の負担調整措置の延長、住宅用地に係る据置特例措置の配置、地域決定型地方税制特例措置にかかる特例などがあります。最初に議案を朗読し、その後、改正内容につきましてご説明させていただきます。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは改正内容を資料の改正概要によりご説明させていただきます。資料の1頁でございます。なお本文の括弧内はそれぞれ該当する条となっております。また、改正に伴う新旧対照表は資料の3頁から11頁までになりますのでご参照願います。

初めに、(1)の美瑛町行政手続条例についてでございます。この条例等による処分その他公権力の行使が、美瑛町行政手続条例の適用除外となることについてを規定したものです。地方税法の改正により、地方税に関し総務大臣が行う処分について、行政手続法の規定に基づき理由を示すこととされたことを受けまして、町税に関する処分に関し行政手続法の規定に基づき理由を示すこととするため、この条の規定を改正するものです。

次に、(2)の町民税でございます。年金所得者の申告手続の簡素化について、個人住民税の納税義務の申告について、地方税法の改正により、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったものが、寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出が不要とされたことに伴い、規定を改正するものでございます。

次に、(3)固定資産税でございます。負担調整措置の延長については固定資産税の中で、宅地の税負担は課税の公平の観点から平成9年の評価替え以降、地域や土地によりばらつきのある負担水準を均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられ、負担水準の高い土地は税負担の引き下げ又は据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることにより、負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みが導入されてきました。今回の地方税制改正においても、一部の地域に残る負担水準のばらつきを解消するため、引き続き現行の負担調整措置に基づき負担の均衡化を進めることとなりました。②の住宅用地に係る幸特例措置の廃止につきましては、住宅用地につきましては負担水準に応じて、本年度の課税標準額が決定されますが、税制改正により、平成24年度と平成25年度においては、据置措置を行う負担水準の範囲が80%以上、90%以上に引き上げ挙げられました。さらに、平成26年度には据置措置自体が廃止されることとなります。③の地域決定型地方税制特例措置に係る特例につきましては、いわゆる我が町特例ですが、下水道を使用する者が設置した一定の除外施設及び

雨量の流出量の増加を防ぐために設置した雨水貯留施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について規定したもので、地方税制の改正により、地域決定型地方税制特例措置が創設され、この特例措置の割合について条例において定めることとされたことに伴い、この条の規定を新設するものであります。4 その他、その他の改正がありますが地方税法の一部改正により、関連規定等を整備するものであります。

以上で議案第1号の概要説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。
(「はい、議長」の声)

はい、7番花輪議員。

○7番（花輪政輝議員） 7番議員です。本件の町税条例の改正でございますが、特に住宅用地に係る据え置き、租税特例措置の廃止につきまして、3点伺いたいと存じます。議案集を読みましても、税条例は専門用語が多くて、また新旧条例の対照表を呼んでも、なかなか難しい、理解しにくい部分がございます。1点目としまして、現行条例に基づくと、只今ご説明がありました。住宅用地に係る据え置き、租税、特例措置の内容、具体的に詳細を、現行状況をまず伺いたいと存じます。2点目としまして、本件の条例、附則第12条の改正によりますと、これは議案集の2頁、上から5段目に掲載されています。上から4段目に記載されておりますけれども、住民税の改正によりまして、住宅用に係る据え置き、租税特例措置が廃止されるわけでございますが、経過措置としまして平成24年度、平成25年度、住宅に関わる経過措置の具体的な内容について、また、本件によって商用地などは平成26年度まで相変わらず租税の特例措置が継続され優遇されるようではありますが、なぜ、住宅用地だけが26年度に廃止されることとなるのでしょうか。原因、理由などについて伺いたいと存じます。3点目でございますが、平成23年度の税制改正大綱などでは、いわゆる我が町特例、つまり自治体の自主性、あるいは独立性、自立性ですね、こういう事に対する取り組みが国において改正されるとか、取り組みがされる。まだ一部の町村では、都市計画税等も廃止したというところもございますが、本町におきましては、本町の租税に対する自主性、自立性の考え方はないのでしょうか。いわゆる、通称我が町特例に関してどのような考え方等をお持ちでしょうか、伺います。

(「はい、税務課長」の声)

○議長（齊藤 正議員） はい、佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤剛敏君） まず、住宅用地の特例措置の26年度の廃止についてということと、あと商業用地の継続される点かなと考えております。それと我が町特例、あと都市計画税ということになるかと思いますが、もし漏れておりましたら再度ご指摘いただければと思います。

住宅用地の特例でございますが、多少難しい部分もあると思いますが納税者につきましては、通常課税標準額というのがございます。これによって、美瑛町でいけば1.4%の率を掛けま

して、それが固定資産税となる状況でございます。この課税標準額を決めるにあたりまして、地価の公示価格の70%を基礎とします。今の特例措置によりまして、それが評価額となりまして、その評価額の6割なり7割なり8割なり、バブルの時代に急激に上がるということになりますと税負担がかなり重くなると、そういうことでこういった徐々に負担水準を上げていくということで特例措置がとられてきた状況でございます。現時点でいきますと、住宅用地につきましては、それぞれ負担水準がおおむね評価額に近づいてきていると。今回24・25年度は、負担水準の率を9割にして24・25年度に措置を講じた上で、26年度にこれを廃止したいと。今後どうなるか、これは私どもの方でちょっと答えることはできませんが、一応24・25年度は継続して26年度を廃止したいということでございます。また、商業地につきましては、当時のバブルに比べまして、評価額がまだまだ高いという部分がございます。そういった部分で、商業用地につきましては、まだ44・45%ぐらいしかいってないものですから、これを今のままでいけば、負担水準が急に上がることとなりますので、商業用地については、経過措置で3年間延長したいと。これについても経済情勢なり地価公示価格等を踏まえながら3年間様子を見て、毎年ですが3年ごとに評価替えしておりますので、その時にまた見直しを図られるのではないかと考えております。次に、我が町特例についてでございますが、美瑛町で公害防止用の企業が公害防止用の施設を造ってるかという、今現在造ってございませんので、該当は今のところないかなと。ただし、経済情勢ですから企業が来ましてそういった除外施設を造れば固定資産評価額を四分の三にする。それとあと雨水貯留施設、一般家庭でもそうですが、大雨被害がかなり大きかった部分があるものですから、その雨水処理施設を各家庭が作った場合にはそういった施設に対して評価額を四分の三に引き下げるということでございます。続きまして、都市計画税でございますが、これも私どもの方でどうするかという方向性は申し述べる事はできないと思うんですが、現在美瑛町においては都市計画税で今年度の予算で4,200万円ほど計上してございます。これについても、都市計画税については評価額に対して0.3%の率を掛けまして都市計画税としております。これは実質目的税でございますので、新聞で報道されてますように池田町でしたか、それは、どうするかという議論はあったと思いますが、これは税務課としてどうのこうのと答えられるものではなく、それぞれ交付税だとかいろんな部分もこれはあるかと思っておりますので、それは町長なり議員の皆様のお考えによるものかと考えております。以上でございます。

(「はい、町長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 今、税務課長の方から内容について説明がありました。固定資産税については評価額に1.4%と、これは全国でそういった内容になっているというふうに判断して、実質的に変える部分があればまたそれは別かと思っておりますけれども条例等々制定して、そん

な中で住宅地は実は200平米の経過はありますけども、六分の一ですとか三分の一ですとか、最初から固定資産税については優遇されています。それにバブルで高騰したということで0.7, 0.9, 0.8というような数値が、今議員が指摘していただいているものがバブル時代につけられました。住宅の関係はバブルが終わって、評価額と実態価格、公示価格こういったものが合ってきたということで、これについて国の方も見直しをしたいということで、これはこれで理由があると思います。商業地域については、その住宅地としての工場の部分が当初からないものですから、それでまだ商業地については高い、住宅地について高いという部分があるのだと思います。そういう意味では商業地についてはバブル以降の状況を見てまだ高止まりの部分があるということで、これは政治的な部分もあると思うのです。例えば商業地ですと商売やってる方々や企業、事務所を置いている方々、東京などではものすごい値段になりますし、そういった部分ではいろいろな政治的な状況、それから土地の関係の状況があって、値段の関係があって、住宅地を今回対象として25年までということで我々としてはそんな判断をしています。

最後の自治体としての独自の税に対する考え方、控除ですとか税を加えるですとかそういったことがないのかということでもありますけども、自治体の独自で税の方に手をつけるとすれば、名古屋の様な住民税の減額という部分、それからもう一方では環境税のような税を加えると、この町だけはとか、この県だけはというようなことがあると思いますけども、税を安くするということになってくると、やはり国との交付税の関係でいろいろやはり調整が出てきます。それだけ裕福であるならば交付税を削減しましょうという話にもなってくるわけでもありますから、簡単に減額をするということになると町財政の全体的な大きな影響を受けているということになります。それから増額をするとなると、町だけで例えば環境税をとりますとか、何かこういうふうになると、やはり税でやるというのはかなり厳しいところがあって、北海道で環境税をやるというようなことがあった時点でも、やはり北海道の議会も含めてもう少し検討し直せというようなこともあったようであります。そんな面からしますと、町といたしましては税の部分についてはある程度全国的な部分の歩調に合わせながらも、一方で負担金ですとかそれから町から出す補助事業、補助金ですとか、そういった部分で町の住民の方々に対し配慮していくというようなことが今の段階ではある程度適切じゃないかと。ただ、今後税の関係で消費税のことも大きな今話題になってきてます。税の負担の公平性というようなこともいろいろ論議が出てくるというふうに思っています。また一方で、国民健康保険の料金等もそれぞれの地域でいろいろな課題が出てきてますので、総合的な税のあり方について町としてどういったことが必要なのか、どういったことに対して考え方をしていくのが適正なのかということは、近隣の町や町村会ともいろいろ検討をしながら、可能性があるものについては町としても視野を広げていくと、対応していくということも必要になる場面もあるかもしれませんので、そんなこと

もいろいろ勉強したいというふうに思ってます。今のところそういう状況だということでご理解ください。

(「はい、議長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 7番議員です。大変詳しい、町長からご説明があったんですが、従来、税に対しては一方的に国が決定して、それに地方が従うのだという考え方でございました。しかし、現行がもうすでにそうではなくて、これまで国が統一的に掲げていた地方の課税権に關しまして、この統制を徐々にゆるめていく観点、住民にとりまして寡聞にわかりにくい税制となることは避けるべきだといった反転が論議を深めてまいりました。これはやはり、地方の主体性ということが今後非常に大切になるという視点だと思います。特に本町は、昨日も参加して参りましたが、「日本で最も美しい村連合」を日本で初めて立ち上げられて、住民を基礎として、我が町が故郷として敢然として独立して残っていく住民の自立心というものが先見的に大切にしていける戦い。そういう取り組みを町長は率先して行ってきましたが、税制に關しましては一方的な国の言い分というかやり方をそのまま鵜呑みにしていくという状態、これは変わっていません。今般国がこうした固定資産税の改正、固定資産税や都市計画税を改正する意味は、税収が、家屋などが東日本大震災によって流されてしまって、壊滅して、税収が減収してしまう。こうした市町村を救済するという意味合いが大いにあるのではないのでしょうか。本町は、この後の補正予算などでも実際に予算組されますが、3月議会でも申し上げましたが、積立金におよそ1億円、積立てを3月の備考資金などにも積まれ、また今般臨時議会におかれましてもおよそ積立金が1億円、後程詳しく総務課長から説明があるでしょうが、本年度だけでも積立金に1億8,700万円、備考資金におよそ1億円、およそ2億8,700万円という多額の積立てをなさって、収入は十分にあるという状況の中で、やはりその日本で最も美しい村を称号され、住民自治を主体とした地方自治、我が町を作り上げていくという自主性、考え方をお持ちなわけですから、租税に対しましても、実態に見合うような検討を加えていくとか、今後町民から期待されてるのではないのでしょうか。再度伺いたいと存じます。

(「はい、町長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 花輪議員さんの言われるただいまのご意見、やはりもっともなところ私もあると思います。そういう面では今後、地方自治体の実施していくという方向性を日本の国もそういった方に進んでますので、そういう面では十分に配慮していかなきゃならない時点だと認識をしています。ただ一方で、制度的に地方自治体の方で税の部分についてある程度権限を發揮できる時代になったということでもありますけども、しかしその権限を發揮することによって、例えば、国保税なんかでも国保料金の見直し等で高くなってきましたので、例えば町が

それに対して負担をすると、国の方から国の制度と違う取り組みをしたということでペナルティが加えられて、国からの負担金が減ってきます。そういう意味では税の部分についても、非常にこういう税率を変えるということになると協議とか、一応認可というところまでいくなっています。ですから、花輪議員さんが今言われる部分については、今後の課題として我々も十分認識していかなきゃならないと判断をしています。一方で今回基金の部分について、1億円以上積むじゃないかということでもありますけども、以前からもお話をさしていただきました。私が町長に就任したときに基金については約6億円7億円ぐらいでありました。100億円以上の予算をもってですね、基金が7億円しかないという町はほとんどありませんでした。そして、起債の償還比率についても20%前後を20数%というようなところも見据えて、それに白金の負担金加わってくる、年間3億円から4億円というようなことで非常に厳しい環境でありました。それでやはり美瑛町として100億円の予算をもってる町として、やはり最低30億円以上の基金を持たなければ何かあった時、また国の方でのいろんな見直し、小泉さんの改革のような部分があったときに、町はもう持っていけないということで基金の増額、財政の確立ということを実は大きなテーマとして内部で検討し続けてきました。そういう意味では、職員の数がかなり減ったということで職員もかなり苦勞してますし、私自身としても申し訳ない部分もありますが補助金のカットですとかそういったことも進めてきました。そういう意味では、今回財政的に30億円を見据えてきましたし、その目的も達成しました。そういう面では、これまである程度見直してきた部分について、町民の方々に温かい行政という部分、資金的な面からもそういう行政をもう一度見直していきたいと考えています。そういう面からしまして、例えば美瑛高校に対する支援ですとか、それからボランティアの方に対する対応ですとか、それから保健福祉、住民の方々の生活にかかわる支援ですとか、認知症の方々に対する何かこう支援的な部分の活動も始めてますし、そういう部分は厚くしていきたい。実は、先日も教育部局の方に教育についてもう一度町として対応を再検討すると、そして教育に対して温かいまちづくりをさらに進めていきたいというような指示もしています。そういう面では歳出の部分で、今まで見直してきた部分をもう一度住民の方々に、美瑛町は住民の方々に資金的な面からも優しいまちづくりをしていくという、そういう思いのできるようなまちづくりを進めていきたいと思っていますので、減税という部分とか税の部分に入る以前に、まずそのところから手をつけさせていただきたいと考えています。花輪議員さんからいただいたお話は、当然重要な課題だと認識しながら、今のところそういう進み方をしているということでご理解いただければと思います。

○議長（齊藤 正議員） はい、ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第4、議案第1号の件を採決します。議案第1号、美瑛町税条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。

したがって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 美瑛町都市計画税条例の一部改正について

○議長(齊藤 正議員) 日程第5、議案第2号、美瑛町都市計画税条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい、税務課長」の声)

はい、佐藤税務課長。

(税務課長 佐藤 剛敏君 登壇)

○税務課長(佐藤剛敏君) 議案第2号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案書につきましては7頁、条例改正の要旨は資料の12頁、新旧対照表につきましては資料の13頁から16頁になります。今回の条例改正につきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金の一部改正に伴い、美瑛町都市計画税条例の一部を改正するものであります。改正の概要につきましては、固定資産税等の課税標準の特例措置が見直されたことに伴う、関連規定の項番号等の整備であります。最初に議案を朗読させていただき、その後、改正内容につきましてご説明させていただきます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、改正内容を資料の改正概要によりご説明させていただきますので、資料の12頁をお開き願います。また、改正に伴う新旧対照表につきましては、資料の13頁から16頁になりますのでご参照願います。

(1) 負担調整措置の延長についてでございます。都市計画税の課税方式は、固定資産税に準じておりますので、先ほどの条例改正で申し上げましたが、今回の地方税法改正においても一部の地域に残る負担水準のばらつきを解消するため、引き続き、現行の負担調整措置を26年度まで延長するものであります。住宅用地につきましては除かれることとなります。

(2) 住宅用地に係る特例措置の廃止についてでございます。先ほどの税条例改正で申し上げましたが、今回の地方税法改正においても、平成26年度には据え置き措置が廃止されるこ

とによるものでございます。

(3) その他につきましては、所要の関連規程の整備を行うものでございます。

以上で、議案第2号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第5、議案第2号の件を採決します。

議案第2号、美瑛町都市計画税条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。

したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 平成24年度美瑛町一般会計補正予算について

○議長（齊藤 正議員） 日程第6、議案第3号、平成24年度美瑛町一般会計補正予算についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい、総務課長」の声）

はい、石井総務課長。

（総務課長 石井 典夫君 登壇）

○総務課長（石井典夫君） おはようございます。議案第3号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集の11頁からになります。今回の補正予算は、農林水産業費では農地水保全管理支払交付金事業の継続決定に伴う町負担金、商工費では町内イベントで着用するボランティアスタッフTシャツの購入費、教育費では今年2月開催の北海道管楽器個人コンクール高等学校金管の部で金賞受賞者を輩出した美瑛高校の地域に根ざした魅力ある学校活動を支援するため、美瑛町の人づくり育成と位置づけ、同校に貸与する楽器の購入費などでございます。それでは議案条文を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは事項別明細書の歳出から説明を行います。15頁をお開きいただきたいと思います。

事項別明細書の歳出でございます。第6款農林水産業費、第2項耕地費、第1目耕地整備費、補正額313万7千円の追加でございます。農地水保全管理支払交付金事業、交付金事業の継続決定による地元負担金の追加でございます。第7款商工費、第1項商工費、第8目イベント推進費、補正額94万5千円の追加でございます。イベント推進事業、町内イベントで着用するボランティアスタッフTシャツの購入費でございます。第10款教育費、第4項社会教育費、第2目生涯学習推進費、補正額91万8千円の追加でございます。人づくり育成事業ということで、美瑛高校へ貸与する楽器の購入費でございます。

次に、歳入について説明を行います。13頁へお戻り願います。事項別明細書、歳入でございます。第19款繰越金、第1項繰越金、補正額500万円の追加でございます。前年度繰越金でございます。12頁の第1表につきましては説明を省略いたします。以上で、議案第3号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます

○議長（齊藤 正議員） 議案第3号についての質疑を行います。

議案集の11頁から16頁まで、平成24年度美瑛町一般会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正並びに歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入及び歳出全款についての質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、議案第3号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第6、議案第3号の件を採決します。議案第3号。平成24年度美瑛町一般会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい挙手多数であります。

したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

日程第7 報告第1号 専決処分について

○議長（齊藤 正議員） 日程第7、報告第1号、専決処分について承認を求める件を議題とします。本件について提案理由の説明を受けます。

（「はい、総務課長」の声）

石井総務課長。

（総務課長 石井 典夫君 登壇）

○総務課長（石井典夫君） 報告第1号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は17頁からになります。今回の専決処分につきましては、平成23年度美瑛町一般会計補正予算第9号について、平成24年3月30日に専決しましたので、地方自治法の規定により報告し、承認をお願いするものでございます。専決した補正の内容につきましては、歳出では、財源が確保できたことにより、美瑛町公共施設等建設基金及び丘のまちびえいまちづくり基金等への積立などが主なものでございます。歳入では、地方譲与税、地方交付税等、各種交付金の確定によるもの、図書館建設に係る道補助金の精算に伴う起債の増額などでございます。なお、平成23年度末の本町の基金の状況につきましては、お手元に配布の平成23年度一般会計基金の積み立て状況の通りでございます。前年度と比較しますと、全体では1億8,761万3千円増加し、32億254万2千円となります。それでは最初に議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に補正予算条文を朗読いたします。

（補正予算条文の朗読を省略する）

それでは、事項別明細書の歳出から説明をいたします。26頁をお開き願います。事項別明細書歳出でございます。第2款総務費、第1項総務管理費、補正額30万円の追加でございます。美瑛町地域情報通信基盤運営事業、雪害により破損した光ケーブルの修繕費でございます。第6款農林水産業費、第1項農業費、補正額はございませんが、事業確定に伴う財源の調整でございます。第10款教育費、第4項社会教育費、これにつきましても補正額はございませんけれども、補助金の精算に伴う特定財源の調整でございます。第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第2目公共施設建設基金費、補正額5,094万8千円の追加でございます。公共建設基金の積み立て、財源確定による積み立てでございます。第9目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額5,800万4千円の追加でございます。財源が確保されたということで積み立てを行うものでございます。第10目美瑛町光ファイバーテレビ放送網管理基金費、補正額44万8千円の追加でございます。美瑛町光ファイバーテレビ放送網管理基金、助成金の額が確定したことに伴う積み立てでございます。第13款災害復旧費、第1項公共土木施設災害復旧費、これにつきましても補正額はございませんが、財源の調整になります。

次に、歳入について説明をいたします。22頁にお戻りいただきたいと思っております。事項別明細書歳入でございます。第2款地方譲与税、第1項地方揮発油譲与税、補正額173万8千円の追加でございます。交付額確定によるものでございます。第2項自動車重量譲与税、補正額801万2千円の追加でございます。同じく交付額確定によるものでございます。第3款第1項利子割交付金、第1項利子割交付金、補正額20万7千円の減額補正でございます。交付額確定によるものでございます。第4款配当割交付金、第1項配当割交付金、補正額44万1千円の追加でございます。交付額確定によるものでございます。第5款株式等譲渡所得割交付金、第

1 項株式等譲渡所得割交付金、補正額 4 万 7 千円の追加でございます。これにつきましても交付額確定によるものでございます。第 6 款地方消費税交付金、第 1 項地方消費税交付金、補正額 1 4 3 万円の追加でございます。

続きまして、第 7 款ゴルフ場利用税交付金、第 1 項ゴルフ場利用税交付金、補正額 4 万 6 千円の追加でございます。いずれも交付額確定によるものでございます。第 8 款自動車取得税交付金、第 1 項自動車取得税交付金、補正額 6 1 4 万 8 千円の追加でございます。これにつきましても交付額確定によるものでございます。第 9 款地方特例交付金、第 1 項地方特例交付金、補正額 1 万 2 千円の減額補正でございます。児童手当減収補てん特例交付金、それから児童手当及び子ども手当特例交付金、子ども手当の支給の制度の変更に伴う特例交付金の増減でございます。24 頁になります。第 10 款地方交付税、第 1 項地方交付税、補正額 9, 1 5 2 万 5 千円の追加でございます。特別交付税の確定によるものでございます。第 11 款交通安全対策特別交付金、第 1 項交通安全対策特別交付金、補正額 5 3 万 8 千円の減額補正でございます。交付額確定によるものでございます。第 15 款道支出金、第 2 項道補助金、補正額 3 2 3 万 9 千円の減額補正でございます。1 点目、地域づくり総合交付金 3 8 万円の増と、これにつきましては、エゾシカ被害対策事業の追加交付でございます。もう 1 点が、森林整備加速化林業再生事業補助金、補助事業対象外事業費の増による減ということでございます。第 17 款寄附金、第 1 項寄附金、補正額 1 5 万 3 千円の追加でございます。まちづくり寄附金 2 件分でございます。平成 23 年度全体では 28 件となりました。金額でいきますと 2 2 7 万 3, 0 7 2 円ということでございます。第 20 款諸収入、第 5 項雑入、補正額 8 5 万 6 千円の追加でございます。1 点目は、町有建物災害共済金、これにつきましては光ケーブルの修繕に係る共済金でございます。2 番目の地デジ光回線施設 NHK 助成金、額確定に伴う補正でございます。その他雑入ということでございます。第 21 款町債、第 1 項町債、第 5 目教育債、補正額 3 4 0 万円の追加でございます。図書館の建設事業債の追加でございます。第 7 目災害復旧債、補正額 1 0 万円の減額でございます。対象額確定に伴う減でございます。

続きまして第 2 表の説明になります。21 頁になります。第 2 表地方債補正、起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ申し上げます。起債の目的、災害復旧事業、変更前限度額 5 4 0 万円、変更後限度額 5 3 0 万。過疎対策事業、変更前限度額 6 億 3, 4 1 0 万円、変更後限度額 6 億 3, 7 5 0 万円、合計、変更前限度額 1 0 億 8, 1 2 0 万 5 千円、変更後限度額 1 0 億 8, 4 5 0 万 5 千円。19 頁から 20 頁までの第 1 表につきましては、説明を省略させていただきます。以上で、報告第 1 号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。議案集の 17 頁から 27 頁まで、報告第 1 号についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、報告第1号の件を採決します。報告第1号、専決処分について承認を求める件を、承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、報告第1号の件は承認することに決定しました。

日程第8 報告第2号 専決処分について

○議長(齊藤 正議員) 日程第8、報告第2号、専決処分について承認を求める件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい、農林課長」の声)

はい、大西農林課長。

(農林課長 大西 能正君 登壇)

○農林課長(大西能正君) それでは私の方から提案をさせていただきます。議案書の28頁をお開きいただきたいと思います。初めに、報告第2号についての提案理由をご説明申し上げます。平成23年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、3月30日に専決いたしましたので、議会の承認をお願いするものでございます。歳出では、事業の確定に伴う執行残の整理などで、歳入では、発電売上収入及び歳出補正に伴う財源調整による基金繰入金の減額などを行うものでございます。それでは、朗読をさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

次に補正予算の条文を朗読いたします。

(補正予算条文の朗読を省略する)

次に、歳入歳出事項別明細書によりご説明を申し上げます。33頁をお開きいただきたいと思います。歳出よりご説明を申し上げます。歳出、第1款総務費、第1項総務管理費1万5千円の減額でございます。これは額の確定によるものでございます。第2款発電施設費、第1項施設管理費16万2千円の減額でございます。おもな理由といたしましては、売電先の変更に伴います北海道電力による施設の改築点検のための負担金の減額によるものでございます。続きまして、第3款基金積立金、第1項基金積立金157万4千円の減額でございます。これに

つきましては、繰入金等の相殺によるものでございます。第4款予備費、第1項予備費5万8千円の減額でございます。これは、大雪による施設の屋根の雪下ろし等に費やしたものでございます。充用でございます。それでは前の頁歳入にお戻りください。歳入第1款発電事業収入、第1項発電事業収入6万4千1百円の減額でございます。これは売電額の確定によるものでございます。減収の主な理由といたしましては、7月9日の大雨によりまして、発電を停止したためでございます。第2款繰入金、第1項繰入金1万1千7百1十円の減額でございます。これは積立金等の相殺によるものでございます。第3款諸収入、第1項預金利子4千円の減額でございます。第2項雑入7千円の増額でございます。これは予算書等の端数整理のためのものでございます。前の頁、第1表歳入歳出予算補正は省略をさせていただきます。以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。議案集の28頁から34頁まで、報告第2号についての質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、報告第2号の件を採決します。報告第2号、専決処分について承認を求める件を、承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。

したがって、報告第2号の件は承認することに決定しました。

閉会宣告

○議長（齊藤 正議員） これをもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。会議を閉じます。平成24年第3回美瑛町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時15分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成24年9月3日

美瑛町議会議長 齊藤 正

議員 沢尻 健

議員 沼田 成功